

## 茨木市立小・中学校屋内運動場空調設備の使用に関する要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨木市教育施設等使用条例（昭和39年茨木市条例第25号）に基づき茨木市立小・中学校屋内運動場を使用するもの（第4において「使用者」という。）が、茨木市立小・中学校屋内運動場に整備されている空調設備（以下「空調設備」という。）を使用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用時間)

第2 空調設備の使用時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、茨木市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (使用方法)

第3 空調設備の使用は、委員会が取り扱うプリペイドカードによるものとする。

### (実費負担)

第4 茨木市教育施設等使用条例施行規則（昭和39年茨木市教育委員会規則第1号）（第5において「施行規則」という。）第13条の2で定める実費負担の額は、1時間につき1,500円とする。

2 使用者は、空調設備に設置されたカードタイマーにより実費負担するものとする。

3 負担した実費は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

### (適用除外)

第5 次の各号のいずれかに該当する場合、実費負担しないものとする。

(1) 市が主体となって事業を行うために使用するとき。

(2) 施行規則第11条第1項第2号に定める事業を行うために使用するとき。

(3) 施行規則第11条第1項第3号に定める活動のために使用するとき。

(4) その他市長が特に認めたとき。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、空調設備の使用について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から実施する。